

ドイツ、シンガポールと特許審査ハイウェイ試行開始

2014年9月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は、シンガポール知的財産庁（IPOS）との間で特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の試行プログラムを開始することに合意した旨、9月24日にプレスリリースを行った。

プレスリリースによれば、二庁間の合意は、世界知的所有権機関（WIPO）の総会が開催されているジュネーブで署名された。本 PPH の試行期間は2年間であるが延長も可能であり、詳細については追って DPMA のウェブサイトに掲載される見込みである。

DPMA にとっての PPH 合意は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、韓国知的財産庁（KIPO）、カナダ知的財産庁（CIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、英国知的財産権庁（UKIPO）、フィンランド特許庁（PRH）、オーストリア特許庁（APO）に続いて9番目。

— DPMA によるプレスリリースは、以下参照 —

[German Patent and Trade Mark Office launches Patent Prosecution Highway pilot programme with Intellectual Property Office of Singapore](#)

— DPMA が実施している PPH に関する情報は、以下参照 —

[Patent Prosecution Highway \(PPH\)](#)

(以上)